

# 商工会だより

第165号

令和4年5月10日  
揖斐川町商工会  
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561  
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

## ☆商工会費納入について

商工会費の納入について、昨年度まで年2回6月と10月に分けてお願いしておりましたが、令和4年度より年1回7月に商工会費納入を予定しております。

先日の理事会において協議していただき、5月下旬の総代会に於いて協議する予定でございますので、ご了承いただきますようお願い致します。

その他、青年部会費、支部会費、スタンプ会費も年2回に分けてお願いしておりましたが商工会費と同様に年1回7月とさせていただきます。

女性部会費、青色申告会費につきましては、昨年度同様に年1回引き落としを7月にさせていただきますのでご了承いただきますようお願い致します。

変更前

前期分 6月 引き落とし  
後期分 12月 引き落とし

変更後

→ 7月25日 引き落とし (年1回)

## ☆無料法律相談会 「弁護士による無料窓口相談会」をご利用ください！

売上回収・取引契約、消費者からのクレームをはじめ、労働者・労働契約、賃金・労働時間、事業承継・相続などさまざまな法律問題に対して、「誰に相談してよいのか？」

「どうしたらよいのか？」とお困りになったことはありませんか。

商工会では、弁護士と直接相談できる無料法律相談会を開設しています。

5月の開設日 **5月10日(火)** OKBふれあい会館または ZOOM オンライン相談

**5月24日(火)** OKBふれあい会館または ZOOM オンライン相談

◇時間は、午後1時～5時 (1人50分以内)

◇本事業は、解決策をアドバイスするものであって、弁護士がご相談内容に関する書類作成等を行うものではありません。

◇会員同士の法律問題や、相手方が当弁護士に相談等している場合 (利益相反) などについてはご相談をお断りする場合がありますのでご了承ください。

◇申込は1企業につき、年2回まで

◇ご相談希望の方は、事前に商工会までお申込み (ご予約) ください。

# ☆小規模事業者持続化補助金（一般型）【令和元年度補正予算】 【令和3年度補正予算】

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。

受 付 締め切り	第9回 2022年9月中旬
補 助 対 象 者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業者の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業者の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業者の数 20人以下
補助対象 事 業	・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
補助率等	[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 [インボイス枠] 100万円 *通常枠以外は追加申請要件があります。 *補助率：補助対象経費の2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
補助対象 経 費	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥開発費 ⑦資料購入費 ⑧雑役務費 ⑨借料 ⑩設備処分費 ⑪委託・外注費

## 補助対象となり得る取組事例のイメージ

①新商品を陳列するための棚の購入 ②新たな販促用チラシの作成、送付 ③新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告等） ④新たな販促品の調達、配布 ⑤国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加	⑥新商品の開発 ⑦新商品の開発にあたって必要な図書の購入 ⑧新たな販促用チラシのポスティング ⑨国内外での商品PRイベントの実施 ⑩新商品開発にともなう成分分析の依頼 ⑪店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）
---	--

## ご相談は商工会まで

◇申請に際しては、商工会の確認が必要となります。

◇確認書類等の発行には一定の日数がかかりますので、余裕を持ってお越してください。

◇なお、公募要領および申請様式等に関しては、以下のアドレスをご覧ください。

岐阜県商工会連合会 <https://www.gifushoko.or.jp/jizokuka/>

全国商工会連合会 [https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_rlh/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/)

\*記載例も掲載されておりますので、ご自身で申請書（事業計画書）の作成にチャレンジしてみませんか？

## ☆「天空の古来茶」商標権について



商工会では「天空の古来茶」の商標登録を2012年に行いました。

春日地区で長年栽培されてきました在来種で無農薬のお茶を「天空の古来茶」としてブランド名を統一し、春日茶全体を盛り上げ地域ブランド力の向上を図ってまいりました。

今後は、「天空の古来茶」の商標を利用している会員事業所への譲渡を予定しております。

「天空の古来茶」の商標権の譲渡をご希望の事業所は、5月中に商工会までご連絡いただきますようお願い致します。  
なお、商標権譲渡、更新には手数料が発生いたしますので、希望事業所にてご負担いただきます。  
希望事業所が多数の場合は、「天空の古来茶」ブランドの利用状況等を考慮させていただき譲渡事業所を決定させていただきます。

## ☆事業承継についてお悩みはありませんか？

～さまざまな形の事業承継相談をワンストップで解決～

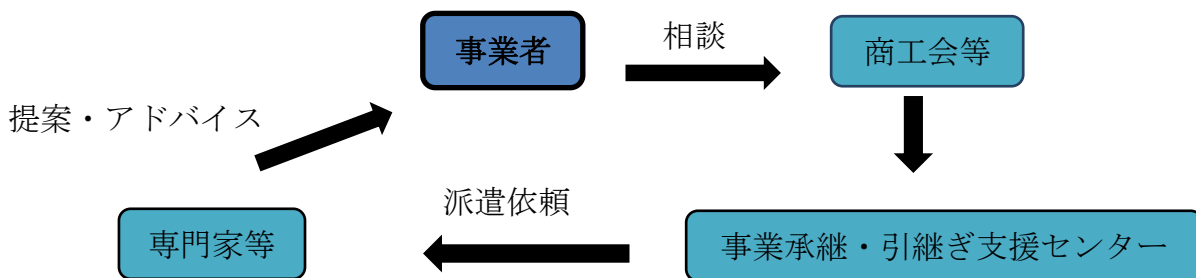
「後継者が決まっていなくて誰かに事業を継いでもらいたい」

「子供（または親族以外）に継がせようと思っているがどんな手続きが必要？」

「会社や店舗を買い取って事業を拡大したい」

こういったことは安易に他人に相談することができず、正確な情報をどこで入手できるかわからず、時間だけが過ぎてしまう、ということが起こりがちです。

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者が不在でも、親族・親族以外への承継でも、企業買収（M&A）についても専門家に無料で相談できます。



創業したい方と後継者不在の会社等を引き合わせる後継者人材バンク制度もあります。まずは商工会までご連絡ください。\*『事業承継・引継ぎ支援センター』…国が設置した公的相談窓口です。

# ☆商工会「WEBセミナー」を 利用して経営に役立てよう！

会員事業所の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。

『商工会』の  
ホームページより  
ご覧いただけます  
**会員無料**

## WEBセミナー

### お薦めプログラムのご案内

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。


**視聴方法**

**何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます**

映像と音声による本格的なセミナーが受講できます。忙しくてセミナーや研修会に参加出来ない方などにご活用ください。



このセミナーの動画一覧  
1.事業承継の全体像 6:07:20 動画を再生



利用者はIDとパスワードを入れてログインすることで視聴可能となります。

**【商工会別ID・パスワード】**  
※ID・パスワードは同じです。  
**揖斐川町商工会 4012**

商工会専用ログインページ

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください。

ログインID  パスワード

\*掲載内容は予告なく変更する場合がございます。

あなたも家族も  
まるごと守る！  
頼れる補償の

# 商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入  
いただけます!!

シンプル  
「がん」補償



トータル  
「がん」補償



「けが」の  
補償



けが・病気・がんに  
しっかり備える

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員員とその家族であって健康な方が対象となります。  
(「病気の補償およびトータル「がん」補償、シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし2021年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニア「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者・父母・子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

※万一、商工会からの謝退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。

福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナクラブの会員になり、「ペネフィット・ステーション」(運営:ペネフィット・ワン)の優待サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償は本特約・がん補償は本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。  
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みなさい。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店:株式会社ふるさとサービス  
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL:03-3214-5710

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法人第一課  
東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

2021年9月作成 21-TC04668